

個人情報の適正管理に係る行政重点監査の意見に対する改善措置の状況について

1 個人情報の管理に関する適切なモニタリングの実施

(意見)

マイナンバー以外の個人情報に係る監査、自己点検結果の報告が行われていなかったため、総括保護管理者において各所属における管理状況を把握し、改善につなげていけるよう、適切なモニタリングの実施を検討されたい。

(改善措置)

- ・令和2年度から監査の一環として、保有個人情報等の管理の状況に係る自己点検を、情報セキュリティに係る自己点検とともに実施し、点検結果を知事部局の各所属から提出させることとした。この点検結果において改善を要すると考えられる所属に対しては、個別に助言・指導を行う予定である。
- ・実地での監査については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から見送ったが、令和3年度以降の実施に向け引き続き検討する。

2 個人情報取扱事務登録簿の適切な作成

(意見)

半数を超える機関で、登録簿が適切に作成されていない事務が見受けられたので、個別具体的な指導を行うなど、登録簿が適切に作成されるよう方策を検討されたい。

(改善措置)

- ・各所属において個人情報を適切に管理するためには、まず各所属自らが個人情報を取り扱う業務およびその取扱いの状況を確実に把握する必要があることから、令和2年3月に、知事部局の各所属に対し、個人情報を取り扱う事務を登録簿の要否に関わらず全て洗い出し、把握するよう求めた。
- ・同時に、登録簿の内容確認のためのフロー図や確認に当たってのポイントをまとめたものを作成・配付した上で、各所属に対し登録簿の内容確認を求めたところ、登録簿を作成すべき事務であるにもかかわらず作成されていなかった事務について登録簿が作成されるなど改善が見られた。
- ・令和2年12月に、個人情報を取り扱う際の注意事項および令和2年度個人情報取扱事務登録簿のとりまとめ結果についての各所属への通知を行った。

3 指針に基づく個人情報の取扱いの質の確保

(意見)

指針の実際の運用が各所属の判断に任されていることから、高リスク事例等については具体的な手法を例示するなど、指針に基づく個人情報の取扱いの質が確保されるよう方策を検討されたい。

(改善措置)

- ・委託先の個人情報の管理状況等に係る定期点検等の実施状況を把握するため、令和2

年3月に知事部局の各所属に照会したが、点検等を行っている所属は少ないことがわかった。このことを受け、今後、定期点検等に用いるチェックリストの例を作成し、各所属に通知するなど、令和3年度から運用の改善を図ることとした。

- ・措置指針の運用に係る具体的方法については、「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針の運用について」や「個人情報保護ハンドブック」で示しており、できるだけわかりやすい記述となるよう令和2年4月に改訂を行った。

- ・一定リスクの高い事例等について具体的に取り組むべき手法については、上記ハンドブック等や説明会で一定示しているものもあるが、さらに、これまでの個人情報の漏えい等に係る事例も示しながら、具体的にとるべき手法の例について、今後、各所属に通知する予定である。

4 共有ファイルサーバの活用

(意見)

個人情報をパソコン本体に保存している所属が多いことから、ファイルサーバに保存することのルール化や、共有ファイルサーバの有効活用についての方策を検討されたい。

(改善措置)

- ・ファイルサーバについては、定期的に利用状況の確認作業を実施しており、ファイルサーバの利用啓発を行う際の資料として活用している。

- ・保護データ（滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条に規定する非公開情報に該当するデータおよび入出力帳票、または、滅失、き損、改ざん等により行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれのあるデータおよび入出力帳票をいう。）の保存方法のルール化については、令和2年2月17日付で、「共通事務端末運用管理要領」を改正し、同端末で取り扱う保護データの保存方法について、一定のルールを明記することにより対応を図った。

- ・現在、個人に割り当てられているファイルサーバの容量の一部を削減し、所属に配分するという意見については、この改正を受けて、今後、個人用ファイルサーバの利用が増えると想定されることや、既に割り当てられている個人用フォルダの容量を一律に削減することは個人用フォルダを高容量で使用している利用者からの反発が想定されることなどから、現実的ではないと考える。このため、従前どおり、各所属が費用負担することで所属用フォルダの容量は増やせることを定期的に庁内に対して周知を行い、ファイルサーバを効率的に活用する。

5 県立学校における個人情報取扱事務登録簿の適切な作成

(意見)

登録簿が適切に作成されていない事務が全ての学校で見受けられたので、教育委員会事務局で作成指針を示すなど、県立学校における登録簿の適切な作成を指導されたい。

(改善措置)

- ・各県立学校の登録簿については、その取得・保有する情報の必要性について十分に精査されておらず、必要以上の個人情報を取得していたことや、実際に取得している情報と登録簿の記載項目が一致していない等の事例が散見された。このため、登録簿が効率

的かつ適切に整合性をもって作成されるよう、教育委員会事務局内で連絡会議を開催し、県民情報室作成の登録簿確認に係るフロー図やポイントをもとに、各学校が作成した登録簿について事務局の担当所管ごとに整理し、登録簿に記載される保有個人情報が当該事務の目的の達成に必要な範囲であるか精査した。

・保有個人情報について、統一的な整理が可能な場合は、事務局において具体的な作成例を示すなど、各学校で適切に作成されるよう指導を行った。その結果、各学校で作成した登録簿は、「個人情報取扱事務の登録に関する事務取扱要領」に規定している教育委員会共通、県立学校共通、固有事務に正しく整理され、県立学校で見られた登録簿の作成に関する不備は概ね改善された。

・令和2年12月に県民情報室から発出された通知の趣旨をふまえ、今後の登録簿の作成が適切になされるよう、総括保護管理者通知を各県立学校あてに発出する予定である。

6 教育委員会（実施機関）として体系的な情報管理体制の整備

（意見）

個人情報の管理の取組について、学校間で差異が見受けられたので、情報漏えいリスク等の低減のため、教育委員会（実施機関）として体系的な情報管理体制の整備を検討されたい。

（改善措置）

・教育委員会独自で策定している学校行動指針の内容について、改めて現行の指針内容が適切か、事務局関係各課で協議し、現状の各学校の個人情報の管理体制を把握したうえで、必要な文言修正を行った。

・事務局職員による学校訪問の際に、情報セキュリティに関する取組状況について聞取調査を行い、併せて、私有機器への個人情報の登録に係る管理簿様式の確認や、各学校の民間メール配信サービスの利用状況について調査を行った。この結果を踏まえ、統一した私有機器への個人情報登録管理簿の様式作成を令和2年度中に行うとともに、令和3年度当初に開催予定の校長や教頭が参加する会議において、個人情報の漏えい等リスクの低減についての取組を徹底するよう周知を行っていく。

・教職員向け服務規律の確保に関する通知において、生徒の個人情報の漏洩や紛失事案が発生しないよう、個人情報の適正な管理の徹底について、注意喚起を行った。

・各学校の保護管理者である校長に対しては、校長研修会において、学校行動指針等を配布し、改めて個人情報の適正な管理を求めるとともに、所属教職員に対しても校内研修を実施するよう依頼し、部活動での生徒個人情報漏洩の危険性については、高体連や高文連の評議員会等においても周知し、県教育委員会の個人情報保護の管理体制について意見交換を行った。

7 教育委員会における個人情報の管理に関する適切なモニタリングの実施

（意見）

学校では、児童生徒の個人情報を扱っており、より高いリスク管理が求められることから、教育委員会で責任を持った個人情報の管理に関する適切なモニタリングの実施を

検討されたい。

(改善措置)

・監査責任者として、保有個人情報等の管理状況に係る適切なモニタリング方法等について県民情報室と協議を行った上で、令和2年度は、教育委員会においても知事部局に準じて、個人情報保護に係る自己点検通知を発出し、個人情報の管理状況等の点検結果を総括保護管理者へ提出することを求めることとした。この点検結果において改善を要すると考えられる所属に対しては、個別に助言・指導を行う予定である。

・学校は児童生徒の個人情報という極めて慎重に扱うべき情報を扱っており、その適正な管理の徹底が求められることから、自己点検通知に加え教育委員会独自の教員向け情報セキュリティ実地点検を行い、個人情報の管理状況についてモニタリングを行った。

・上記の個人情報保護に係る自己点検や情報セキュリティ実地点検とは別に、年2回（春、秋）の人事主事等による人事訪問や、第3四半期の指導主事等による学校訪問において、各県立学校における情報セキュリティおよび情報モラルに関する状況について確認を行い、個人情報の適正な管理について、持ち出し簿の整備および運用状況の確認指導を行った。